

港区道路占用料等徴収条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

（前略）

別表（第二条関係）

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物		占用物件										単位	占用料					
地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	他の線類	地下に設ける電線その	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第二種電話柱	第一種電話柱	第一種電話柱	第二種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱
占用面積二平方メートルにつき一年	一個につき一年		長さ一メートルにつき一年					一本につき一年										
一一、七〇〇	二〇、八〇〇	一一二〇	二二〇	二二〇	二、一一二〇	三八、三〇〇	二八、二〇〇	一七、五〇〇	四九、三〇〇	三六、五〇〇	二二、八〇〇	二二、八〇〇	二二、八〇〇	二二、八〇〇	二二、八〇〇	二二、八〇〇	二二、八〇〇	二二、八〇〇

（前略）

別表（第二条関係）

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物		占用物件										単位	占用料					
地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	他の線類	地下に設ける電線その	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第二種電話柱	第一種電話柱	第一種電話柱	第二種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱	第一種電柱
占用面積二平方メートルにつき一年	一個につき一年		長さ一メートルにつき一年					一本につき一年										
一〇、二〇〇	一六、七〇〇	一〇〇〇	一七〇	一七〇	一、七一〇	二九、五〇〇	二一、七〇〇	一三、五〇〇	三九、七〇〇	二九、四〇〇	一九、一〇〇	一九、一〇〇	一九、一〇〇	一九、一〇〇	一九、一〇〇	一九、一〇〇	一九、一〇〇	一九、一〇〇

法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件							変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	一個につき一 年	四二、五〇〇
外径が〇・〇七メート ル未満のもの	外径が〇・〇七メート ル以上〇・一メートル 未満のもの	外径が〇・一メートル 以上〇・一五メートル 未満のもの	外径が〇・一五メート ル以上〇・二メートル 未満のもの	外径が〇・二メートル 以上〇・三メートル未 満のもの	外径が〇・三メート ル以上〇・四メートル 未満のもの	外径が〇・四メートル 以上〇・七メートル未 満のもの	広告塔	表示面積一平 方メートルに つき一年	八〇、七〇〇
長さ一メート ルにつき二年							その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	四二、五〇〇
									八九〇
									一、二七〇
									一、九一〇
									二、五五〇
									三、八二〇
									五、一〇〇
									八、九三〇

法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件							変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	一個につき一 年	三四、二〇〇
外径が〇・〇七メート ル未満のもの	外径が〇・〇七メート ル以上〇・一メートル 未満のもの	外径が〇・一メートル 以上〇・一五メートル 未満のもの	外径が〇・一五メート ル以上〇・二メートル 未満のもの	外径が〇・二メートル 以上〇・三メートル未 満のもの	外径が〇・三メート ル以上〇・四メートル 未満のもの	外径が〇・四メートル 以上〇・七メートル未 満のもの	広告塔	表示面積一平 方メートルに つき一年	六三、三〇〇
長さ一メート ルにつき二年							その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	三三、六〇〇
									七一〇
									一、〇二〇
									一、五四〇
									二、〇五〇
									三、〇八〇
									四、一一〇
									七、一九〇

法第三十二 条第二項第 三号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 四号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	外径が〇・七メートル 以上一メートル未満の もの	外径が一メートル以上 のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	二二、七〇〇	二五、五〇〇
				階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三以 上のもの	階数が一の もの	階数が二の もの
法第三十二 条第一項第 三号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 四号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの	占用面積一平 方メートルに つき一日	八〇〇	八〇〇
地下街 及び地 下室	地下街 及び地 下室	地下街 及び地 下室	地下街 及び地 下室	上空に設ける 通路	上空に設ける 通路	占用面積一平 方メートルに つき一年	四〇、三〇〇	二四、二〇〇
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	地下に設ける 通路	地下に設ける 通路	占用面積一平 方メートルに つき一年	二六、九〇〇	二四、二〇〇
階数が一の もの	階数が一の もの	階数が一の もの	階数が一の もの	その他のもの	その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	八〇、七〇〇	八〇、七〇〇
階数が二の もの	階数が二の もの	階数が二の もの	階数が二の もの	その他のもの	その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	八〇、七〇〇	八〇、七〇〇
階数が三以 上のもの	階数が三以 上のもの	階数が三以 上のもの	階数が三以 上のもの	その他のもの	その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	八〇、七〇〇	八〇、七〇〇

法第三十二 条第二項第 三号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 四号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	外径が〇・七メートル 以上一メートル未満の もの	外径が一メートル以上 のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	二〇、二〇〇	二〇、五〇〇
				階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三以 上のもの	階数が一の もの	階数が二の もの
法第三十二 条第一項第 三号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 四号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの	占用面積一平 方メートルに つき一日	六三〇	六三〇
地下街 及び地 下室	地下街 及び地 下室	地下街 及び地 下室	地下街 及び地 下室	上空に設ける 通路	上空に設ける 通路	占用面積一平 方メートルに つき一年	三一、六〇〇	一八、九〇〇
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	地下に設ける 通路	地下に設ける 通路	占用面積一平 方メートルに つき一年	二二、六〇〇	二二、六〇〇
階数が一の もの	階数が一の もの	階数が一の もの	階数が一の もの	その他のもの	その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	六三、三〇〇	六三、三〇〇
階数が二の もの	階数が二の もの	階数が二の もの	階数が二の もの	その他のもの	その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	六三、三〇〇	六三、三〇〇
階数が三以 上のもの	階数が三以 上のもの	階数が三以 上のもの	階数が三以 上のもの	その他のもの	その他のもの	占用面積一平 方メートルに つき一年	六三、三〇〇	六三、三〇〇

令第七条第六号に掲げる仮設建築物	材料置場	詰所	危険防止施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第七号。第七号に掲げる物件	標識	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	旗さお及び幕	その他のもの	車道を横断するもの	アーチ式工作物の	物	年	一基につき一年	八〇七、二〇〇	四〇三、六〇〇	年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	八〇、七〇〇	は一本につき一日	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	八〇〇	年	一本につき一年	三四、〇〇〇								
								年																				占用面積一平方メートル又は一本につき一年	八〇、七〇〇	は一本につき一日	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	八〇〇	年	一本につき一年	三四、〇〇〇
								年																				占用面積一平方メートル又は一本につき一年	八〇、七〇〇	は一本につき一日	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	八〇〇	年	一本につき一年	三四、〇〇〇

令第七条第六号に掲げる仮設建築物	材料置場	詰所	危険防止施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第七号。第七号に掲げる物件	標識	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	旗さお及び幕	その他のもの	車道を横断するもの	アーチ式工作物の	物	年	一基につき一年	六三三、〇〇〇	三一六、五〇〇	年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	六三、三〇〇	は一本につき一日	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	六三〇	年	一本につき一年	二七、四〇〇								
								年																				占用面積一平方メートル又は一本につき一年	六三、三〇〇	は一本につき一日	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	六三〇	年	一本につき一年	二七、四〇〇
								年																				占用面積一平方メートル又は一本につき一年	六三、三〇〇	は一本につき一日	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	六三〇	年	一本につき一年	二七、四〇〇

令第七条第 十三号に掲 げる施設	令第七条第 十三号に掲 げる施設	令第七条第 十二号に掲げる器具	令第七条第 十一号に掲 げる応急仮 設建築物	令第七条第 九号に掲げ る施設並び に同条第十 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	令第七条第 八号に掲げ る施設	及び同条第七号に掲げる仮設収容施 設	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	方メートルに つき一年	方メートルに つき一年	四二、五〇〇
							その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

令第七条第 十三号に掲 げる施設	令第七条第 十三号に掲 げる施設	令第七条第 十二号に掲げる器具	令第七条第 十一号に掲 げる応急仮 設建築物	令第七条第 九号に掲げ る施設並び に同条第十 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	令第七条第 八号に掲げ る施設	及び同条第七号に掲げる仮設収容施 設	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面下 に設けるもの	方メートルに つき一年	方メートルに つき一年	三三、六〇〇
							その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

備考 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(港区道路占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における占用料の額は、付則別表第一に定めるところにより算出した額とする。

(港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例第九条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則

備考 (略)

別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。

付則別表第一 (別紙のとおり)

付則別表第二 (別紙のとおり)

付則別表第一（付則第三項関係）

		道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十二條第一項第一号に掲げる工作物											占用件																
外径が〇・〇七メートル未満のもの		第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	広告塔	その他のもの	単位	占用料												
		一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	長さ一メートルにつき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	二二、九〇〇	三五、二〇〇	四七、六〇〇	一七、五〇〇	二八、二〇〇	三八、三〇〇	二、〇五〇	二〇〇	一二〇	二〇、〇〇〇	一二、二〇〇	四一、〇〇〇	七五、九〇〇	四〇、三〇〇	八五〇

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	法第三十二条第一項第二号に掲げる物件							
		外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
占用面積につき一年	占用面積につき一年	長さ一メートルにつき一年							
二〇、五〇〇	三三、四〇〇	二四、六〇〇	一二、二〇〇	八、六二〇	四、九三〇	三、六九〇	二、四六〇	一、八四〇	一、二二〇

第九号。以下 第四百七十 十七年政令 昭和二十 道路法施行	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	地下街及び地 下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路 地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	商品置場その他これに類するもの	看板（アーチ式であるものを除く。）	標識	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの	占用面積一平方メ ートル又は一本に つき一日	Aに〇・〇〇三 を乗じて得た額								
														占用面積一平方メ ートルにつき一年	Aに〇・〇〇五 を乗じて得た額									
														七五〇	三二、八〇〇	七五、九〇〇	七五、九〇〇	七五〇	二六、九〇〇	二二、六〇〇	三七、九〇〇	Aに〇・〇〇六 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三 を乗じて得た額

令第七条第八号に掲げ	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場			令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	「令」という。第七号に掲げる物件	
		詰所	危険防止施設	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場			アーチ式工作物	その他のもの
上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	七五、九〇〇
	四〇、三〇〇	七五、九〇〇	二〇、六〇〇	六八、三〇〇	Aに〇・〇二一を乗じて得た額	四一、〇〇〇	三七九、八〇〇	七五九、六〇〇

令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場		令第七条第十号に掲げる応急仮設建築物	令第七条第十号に掲げる応急仮設建築物		令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十二号に掲げる器具		令第七条第十三号に掲げる施設	令第七条第十三号に掲げる施設	
	建築物	その他のもの		上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの		上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの		上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの
Aに〇・〇〇九を乗じて得た額		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	

備考

一 金額の単位は、円とする。

- 二 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものとする。
- 三 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 五 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。
- 六 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 七 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル若しくは一メートルとして計算するもの

とする。

八 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。なお、占用の期間が三十日に満たないものについては、一月として計算するものとする。

九 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては百円）の合計額とする。